はじめにお読みください。

* 様式について
* 「2.標準様式（参考様式）」（勤務表、平面図等）は、必要項目を満たしていれば、他様式による提出も可能です。ただし、不足する項目がある場合は、追加の資料を求めることがあります。
* 文京区のホームページに掲載している申請書、届出書、付表（以下「申請書等」という。）は、厚生労働省が定める様式から大幅な変更を加えておりません。内容が同様の場合、他自治体へ提出した厚生労働省が定める申請書等をそのまま提出いただくことが可能です。その場合、申請書及び届出書に記載する宛先は「文京区長殿」へ変更してください。
* 加算の届出について
* 加算の算定を開始又は変更する場合は、「①算定に係る体制等に関する届出書」及び「②体制等状況一覧表」の事前届出が必要です。
* 加算の種類により、上記①②以外に各加算の種類に応じた③届出書の提出が必要となる場合があります。必要の有無は、「②体制等状況一覧表」備考欄にてご確認ください。
* ③届出書の内容を証明するための書類は、作成後各事業所で保管してください。状況に応じ、区から書類の提出を求める場合があります。